

愛知県医師会 第170回（臨時）代議員会

協 議

「改めて問う 消費税問題」
平成26年度診療報酬改定の検証

平成26年3月15日
愛知県医師会理事 加藤雅通

消費税増税と診療報酬改定のスケジュール

時期	消費税率	診療報酬改定
2014年（平成26年） 4月1日	消費税8％に増税	診療報酬改定
2014年（平成26年） 12月31日迄	消費税10％増税の時期判断 （軽減税率導入の時期判断）	
2015年（平成27年） 10月1日	消費税10％に増税予定	臨時診療報酬改定？
2016年（平成28年） 4月1日		診療報酬改定

平成26年度診療報酬改定率概要

平成26年度の診療報酬改定は、以下のとおりとする。

※（ ）内は、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分

1. 診療報酬本体

改定率 +0.73% (+0.63%)

各科改定率
医科 +0.82% (+0.71%)
歯科 +0.99% (+0.87%)
調剤 +0.22% (+0.18%)

全体改定率
+0.1% (+1.36%)

2. 薬価改定等

改定率 ▲0.63% (+0.73%)

薬価改定 ▲0.58% (+0.64%)

材料価格改定 ▲0.05% (+0.09%)

※介護報酬改定 +0.63% (+0.63%)

実質 ▲1.26%

出典：厚生労働省第10回医療機関等における消費税負担に関する分科会 3
(H26.1.8)資料を基に加工

平成25年 会員意識及び実態調査概要

○実 施：3年に1回（前回調査は平成22年に実施）

○対象者：愛知県医師会会員 8,886名

（A会員4,486名、B会員4,145名、C会員255名）

○回答方法

- ・ 前回調査：紙回答
- ・ 今回調査：紙回答＋Web回答

○回収数（回収率）

区分	平成22年	平成25年	
		紙回答	Web回答
A会員	2,139 (48.5%)	1,591 (35.5%)	108 (2.4%)
B会員	912 (22.8%)	835 (19.0%)	46 (1.1%)
C会員	24 (9.3%)	25 (8.2%)	4 (1.6%)
小計		2,401 (27.0%)	158 (1.8%)
合計	3,166 (36.5%)	2,559 (28.8%)	

※Webサイトでの回答の秘匿性について

会員ID・パスワードでログイン → アンケートに回答 → 暗号化したのち、集計用IDを新たに割り振る → 回答者が特定できない！

愛知県医師会

県民のみなさまへ 一般医師のみなさまへ 会員ログイン リンク

ホーム > 会員専用 > 愛知県医師会ネット（会員専用）

愛知県医師会ネット（会員専用）

お知らせ
医師会紹介
愛医通信
各種様式ダウンロード
会議速報
各種委員会
救急関連
社会保険

平成25年度
会員意識及び実態調査

アンケートにご協力下さい。

アンケート開始！

※このアンケートは、愛知県医師会がアンケート回答者を特定できないようになっています。詳しくは[こちら](#)をクリック。

Your ID : 00000000

平成25年会員意識及び実態調査

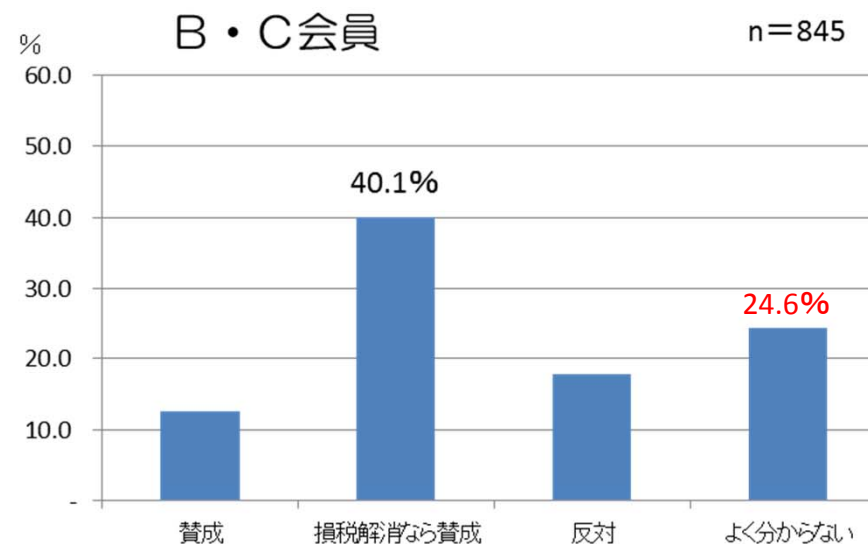
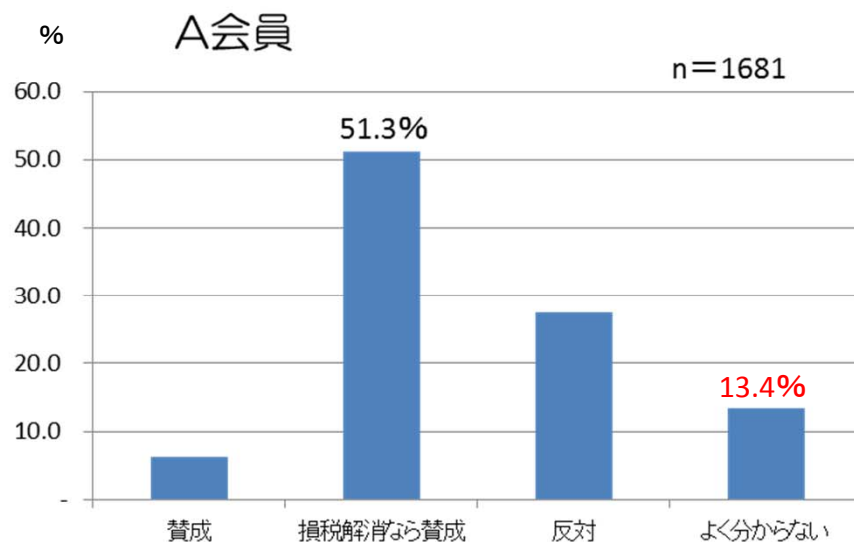
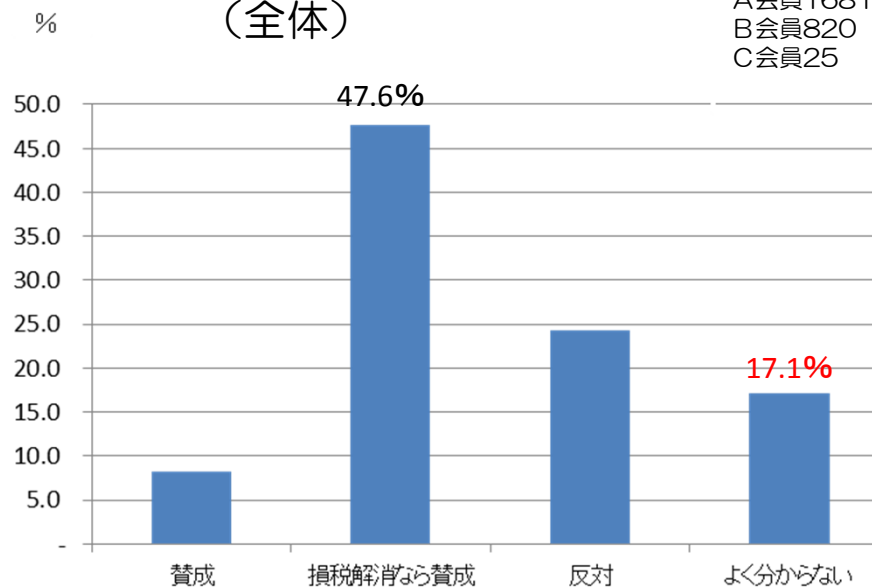
質問

現在、保険診療が「非課税」のため、保険診療を行うための仕入れにかかる消費税は控除されず（控除対象外消費税（損税））、医療機関の負担となっています。

以上のことを踏まえ、消費税増税についてどうお考えですか。

消費税増税について （全体）

全数=2526
A会員1681
B会員820
C会員25



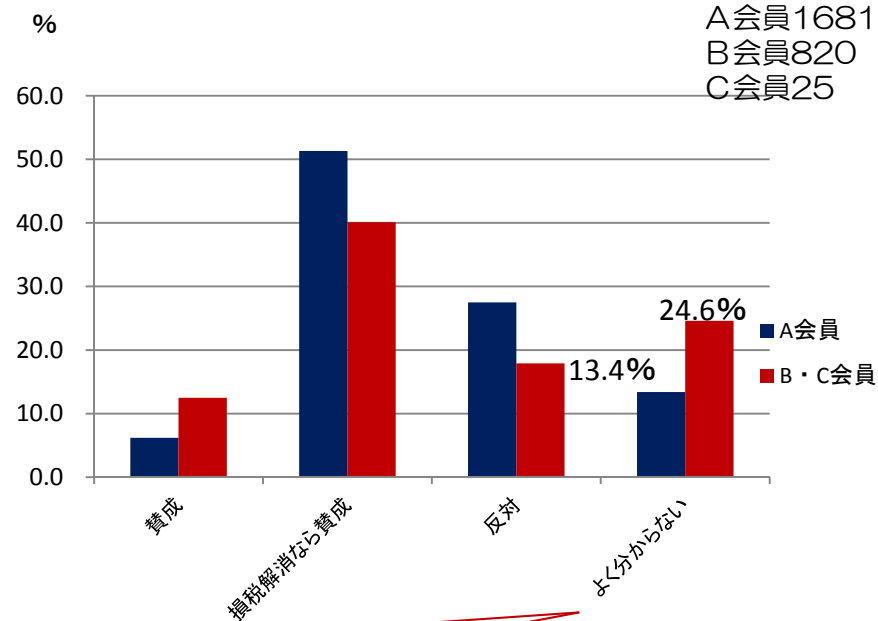
平成25年会員意識及び実態調査

質問

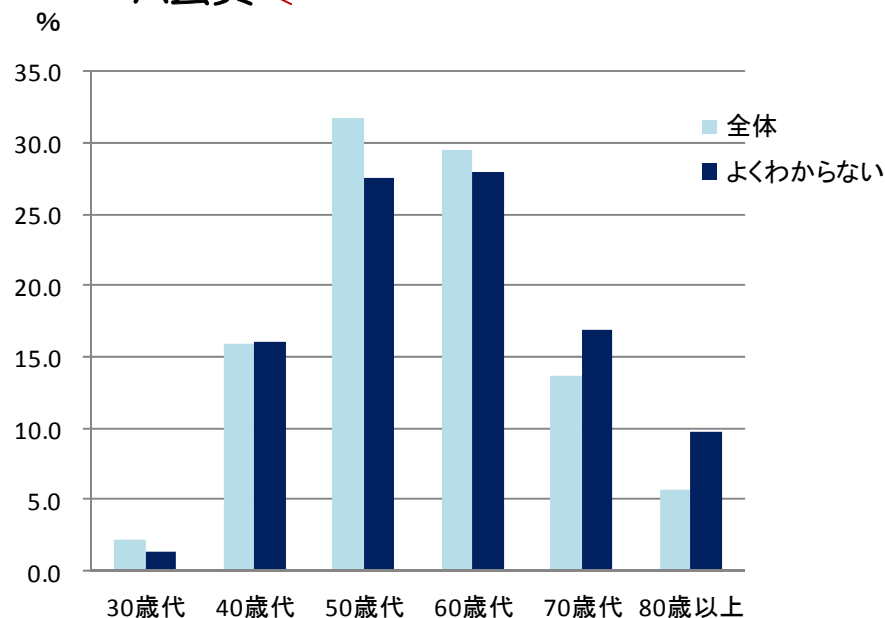
現在、保険診療が「非課税」のため、保険診療を行うための仕入れにかかる消費税は控除されず（控除対象外消費税（損税））、医療機関の負担となっています。

以上のことを踏まえ、消費税増税についてどうお考えですか。

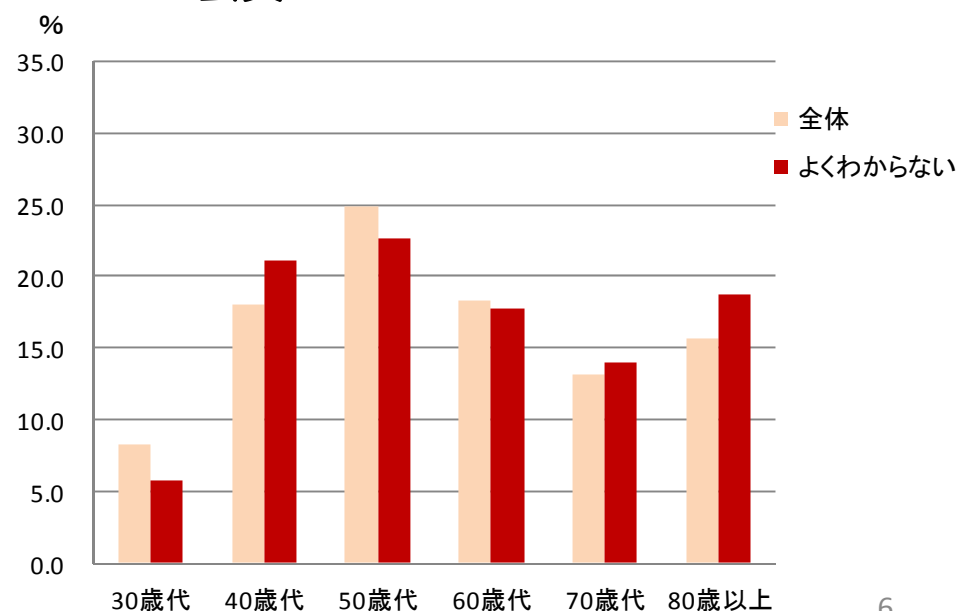
全数=2526
A会員1681
B会員820
C会員25



A会員



B・C会員



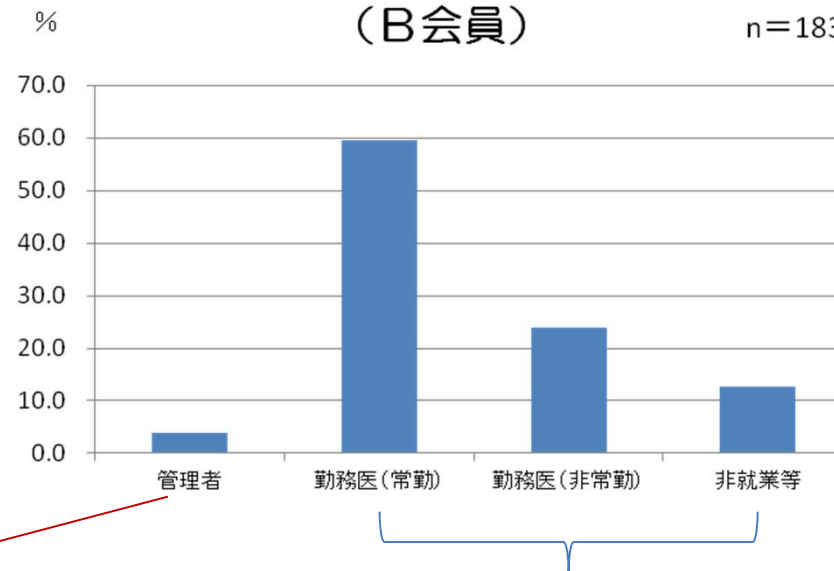
平成25年会員意識及び実態調査

質問

現在、保険診療が「非課税」のため、保険診療を行うための仕入れにかかる消費税は控除されず（控除対象外消費税（損税））、医療機関の負担となっています。以上のことを踏まえ、消費税増税についてどうお考えですか。

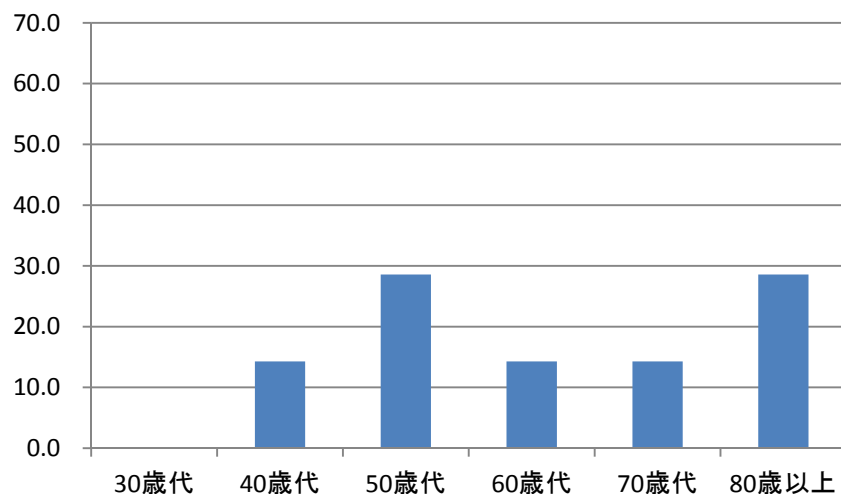
消費税増税についてよく分からない (B会員)

n=183



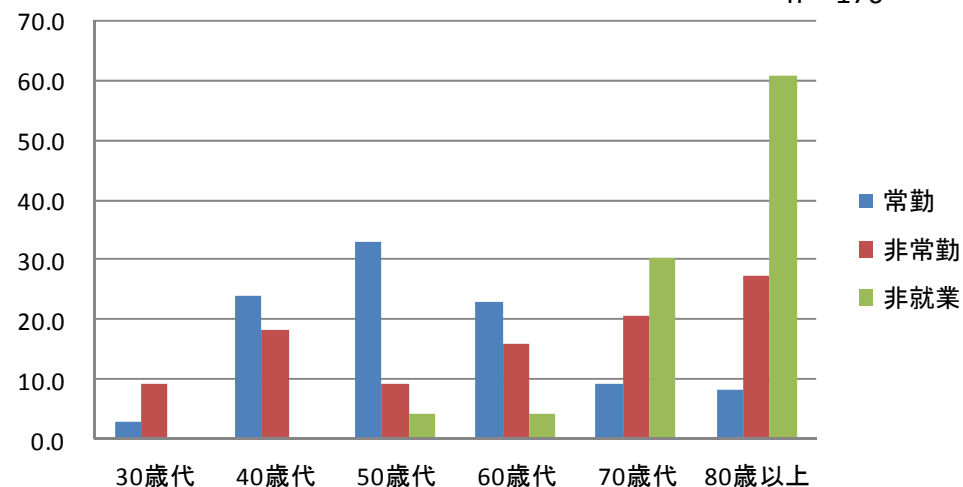
管理者の年齢分布

n=7



常勤・非常勤・非就業の年齢分布

n=176

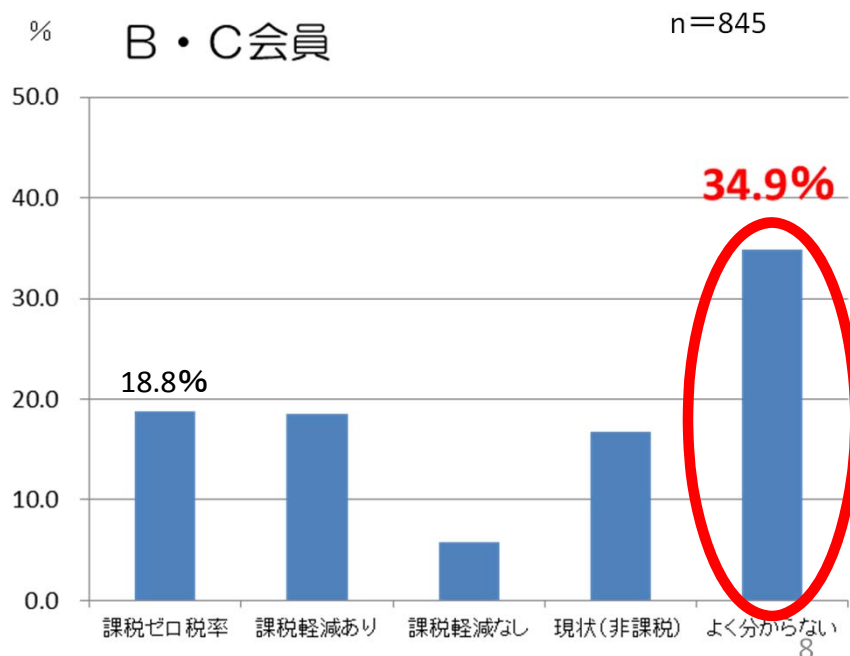
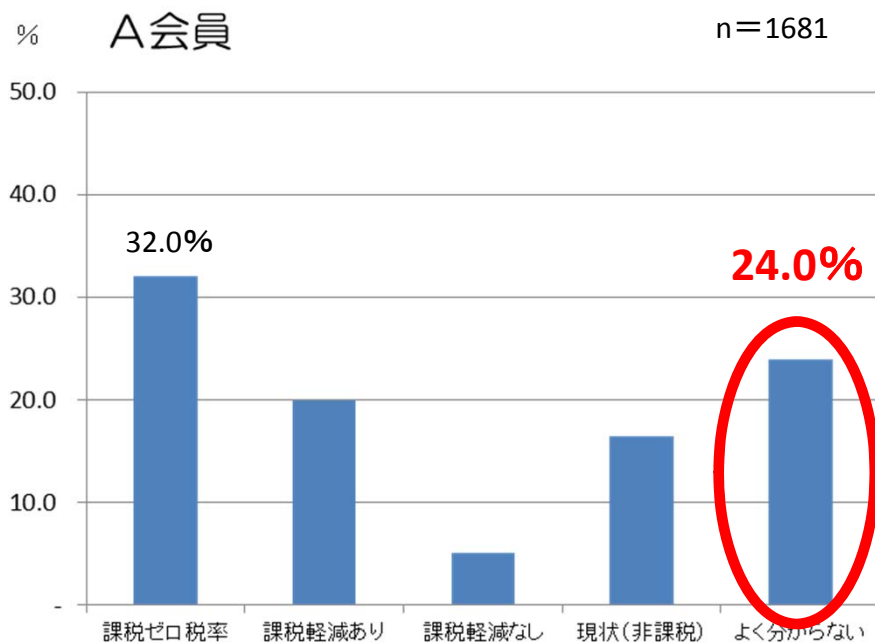
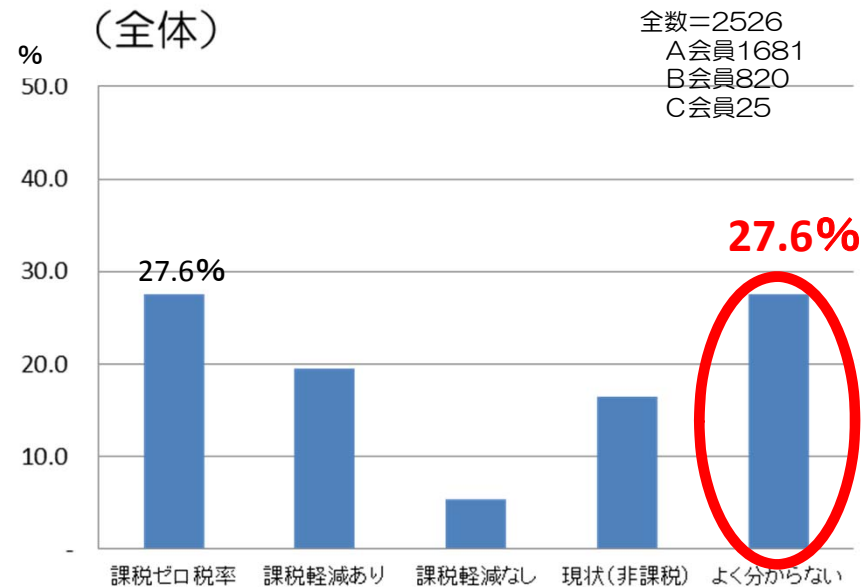


平成25年会員意識及び実態調査

質問

消費税が増税された場合、保険診療に対して取られる措置として何がふさわしいとお考えですか。

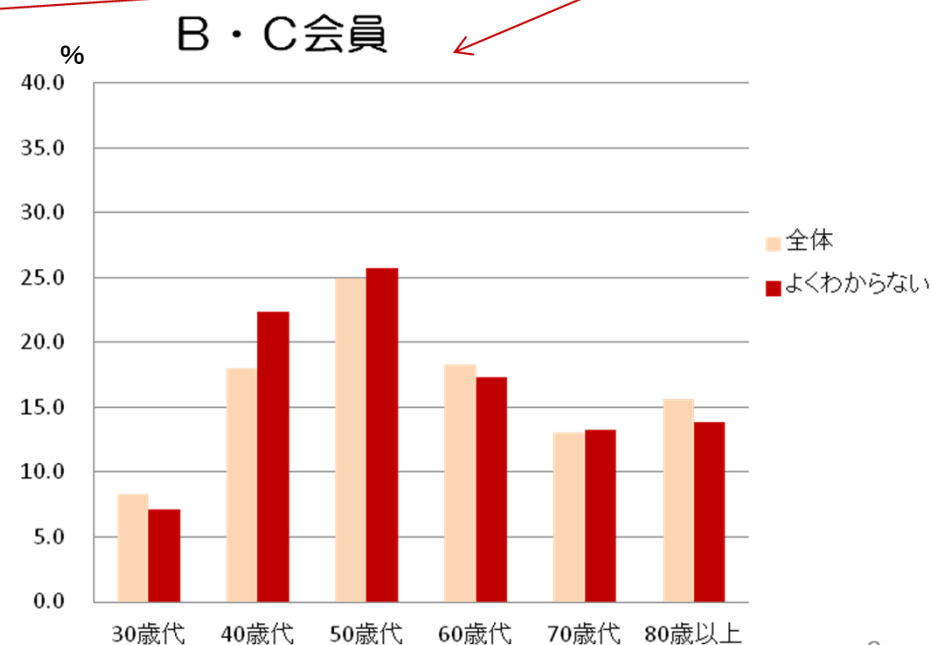
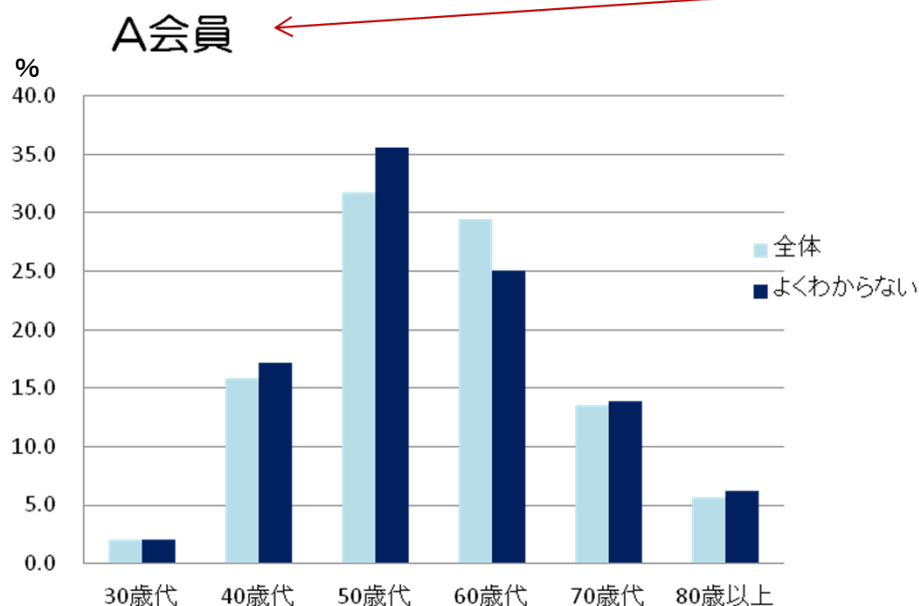
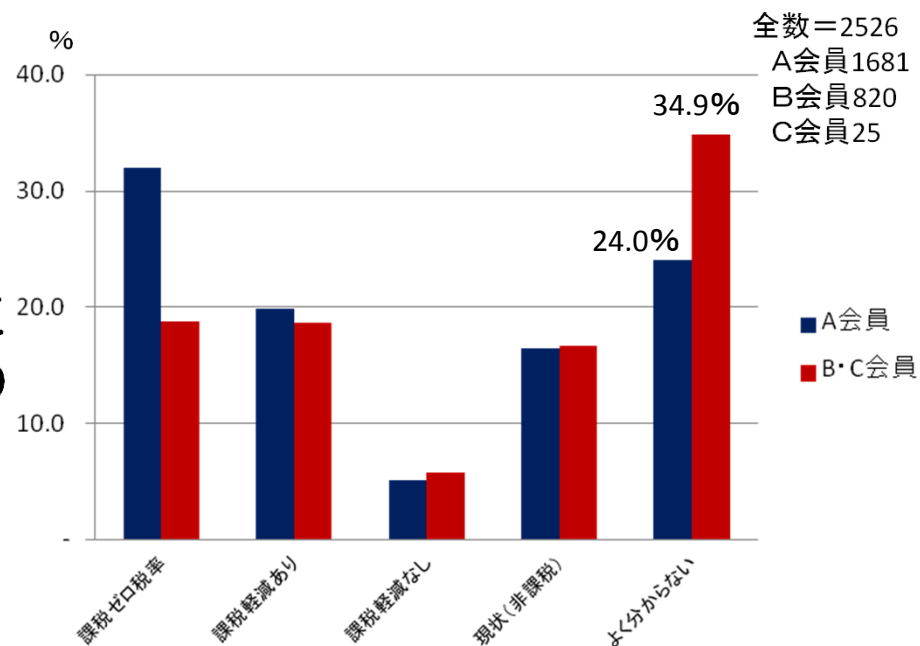
保険診療に対する措置について (全体)



平成25年会員意識及び実態調査

質問

消費税が増税された場合、保険診療に対して取られる措置として何がふさわしいとお考えですか。

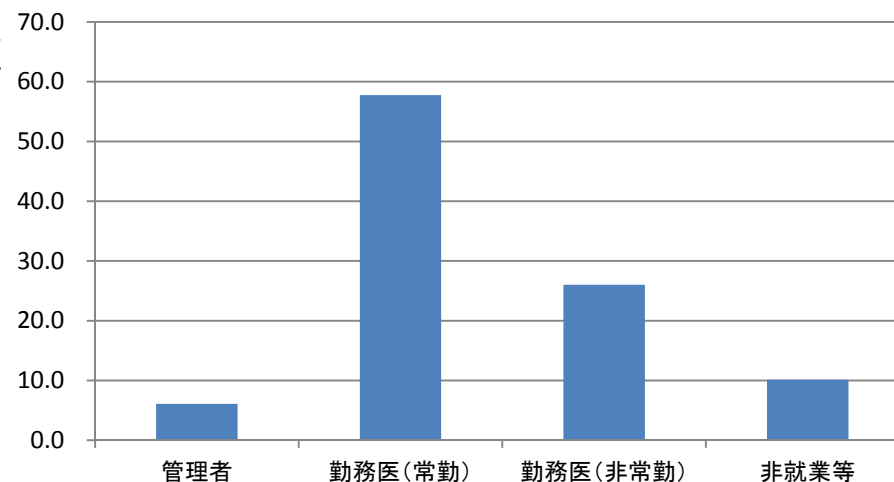


平成25年会員意識及び実態調査

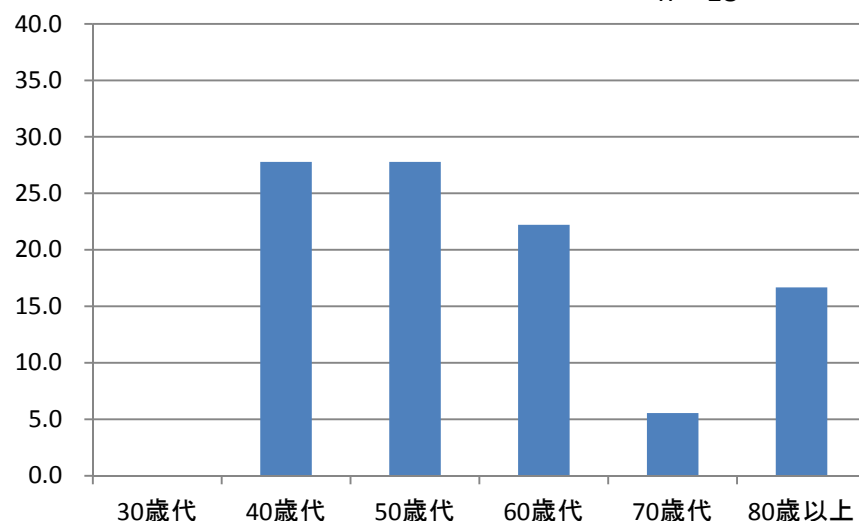
質問

消費税が増税された場合、保険診療
に対して取られる措置として何がふ
さわしいとお考えですか。

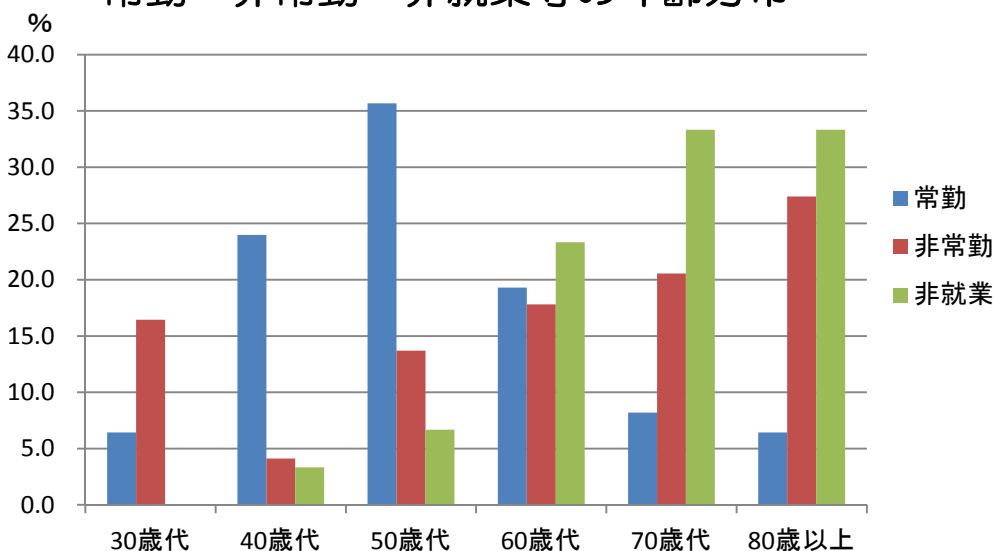
よく分からない（B会員） n=296



管理者の年齢分布 n=18

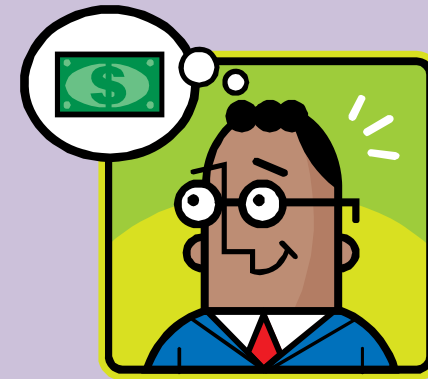


常勤・非常勤・非就業等の年齢分布 n=274

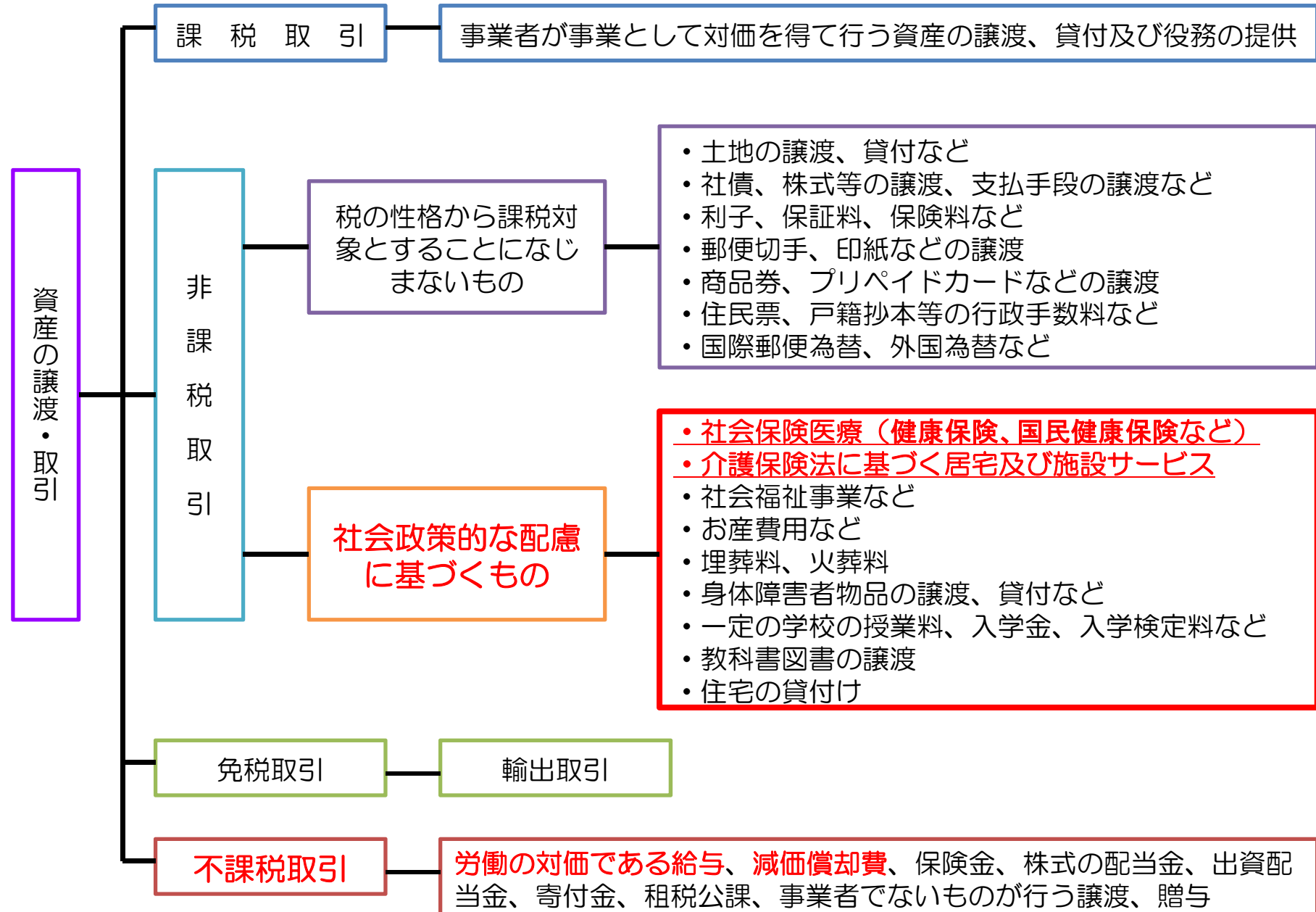


消費税の基本的な仕組み

- 消費一般に広く公平に課税する間接税
- 事業者に負担を求めない。
消費税を負担する：消費者
消費税を申告、納付する：事業者
- 課税売上から課税仕入に係る消費税を控除し、税の累積を排除。
- 負担軽減措置あり
事業者免税制度：課税売上1000万円以下は免税事業者
簡易課税制度：課税売上5000万円以下は本制度を選択可能

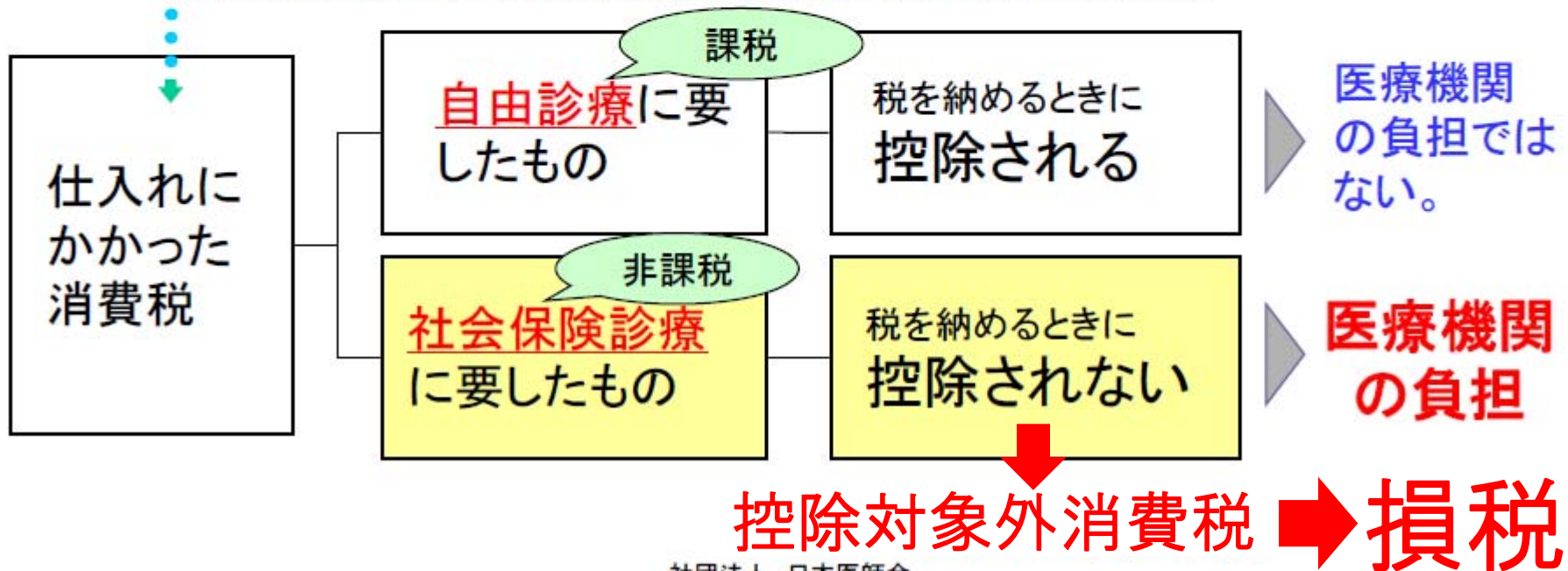


消費税の課税取引・非課税取引・不課税取引等の一覧



社会保険診療における損税とは？

社会保険診療は非課税なので、患者から消費税をいただかない。しかし、社会保険診療を行なうための設備や医薬品などの仕入れには、消費税がかかる。



社団法人 日本医師会

(平成21年12月3日 第11回社会保障審議会医療部会資料を基に加工)

13

診療報酬における補填？

控除対象外消費税の問題に対して、過去において、
診療報酬に1.53%が上乘せされ、解決済みとされてきた。・・？

平成元年：消費税導入時
診療報酬改定

改定率(全体)：0.76%

診療報酬(本体)：0.11%

薬価：0.65%

平成9年：消費税率引き上げ時
診療報酬改定

改定率(全体)：0.77%

診療報酬(本体)：0.32%

薬価：0.40%

特定保険医療材料：0.05%

合計1.53%上乘せ

非課税であるべき社会保険診療に消費税が織り込まれている！

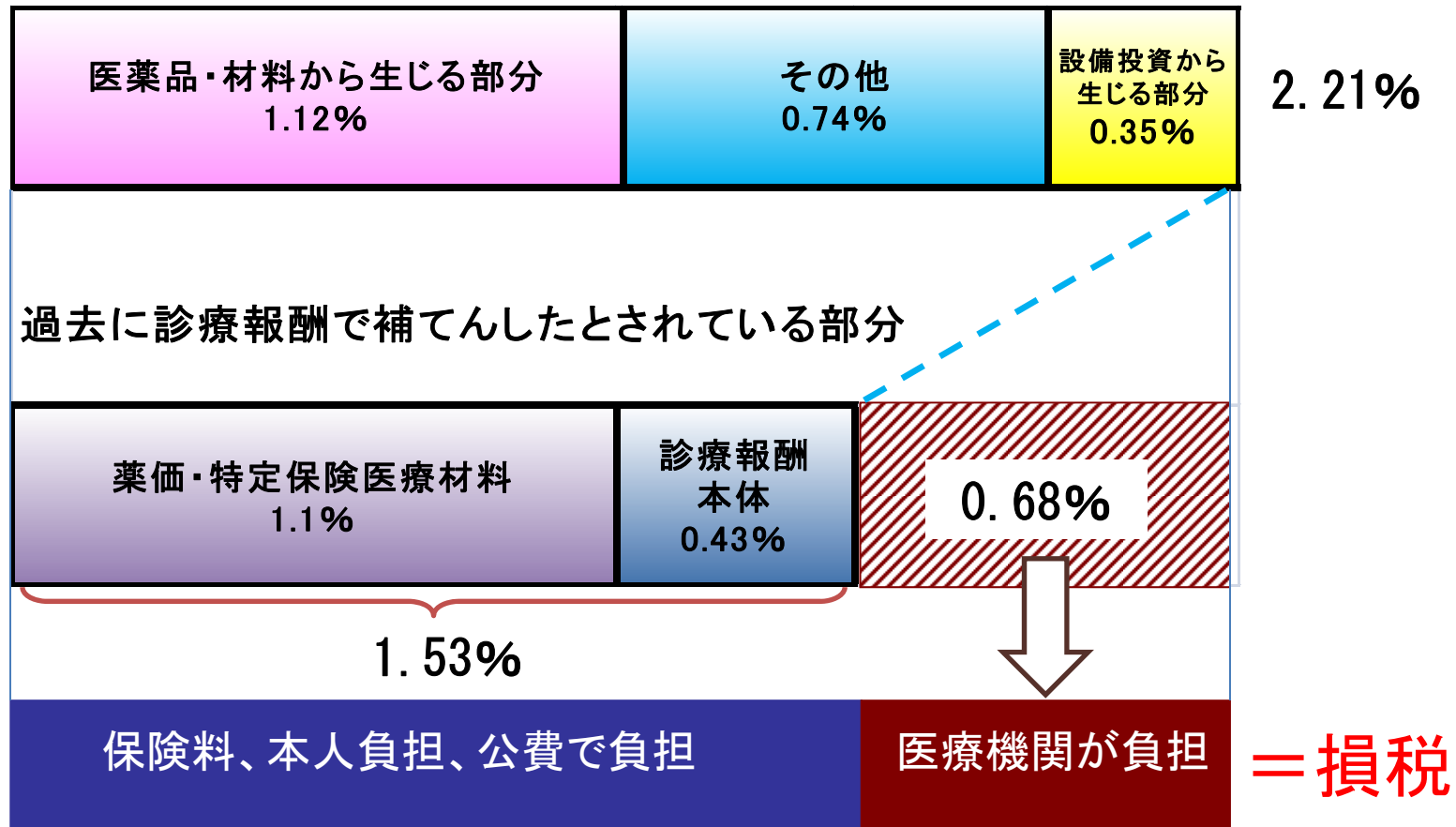
社団法人 日本医師会

平成21年12月3日 第11回社会保障審議会医療部会資料を基に加工

14

控除対象外消費税の実態

医療機関の控除対象外消費税 — 社会保険診療等収益に占める負担割合 — (H19年度、N=1138)

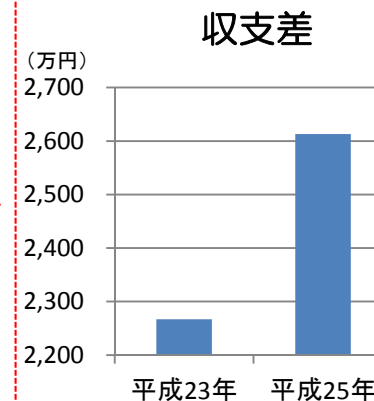
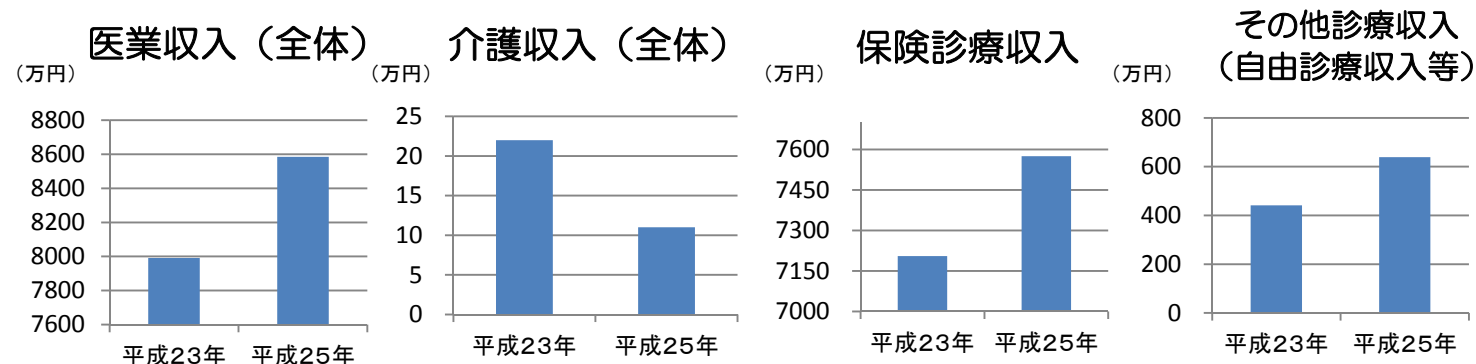


第9回国民医療推進協議会総会資料
医療の消費税問題と日本医師会の考え方を基に加工

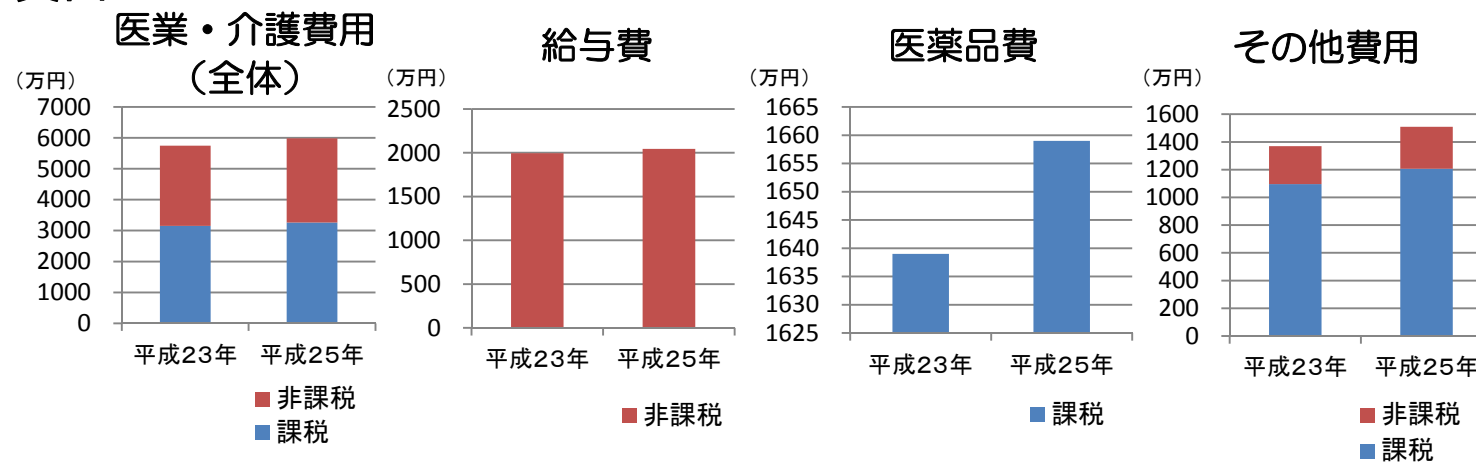
平成23年・平成25年 医療経済実態調査 個人立・一般診療所（入院診療収入なし）収支比較

回答施設数 平成23年 584件
平成25年 733件

収入



支出



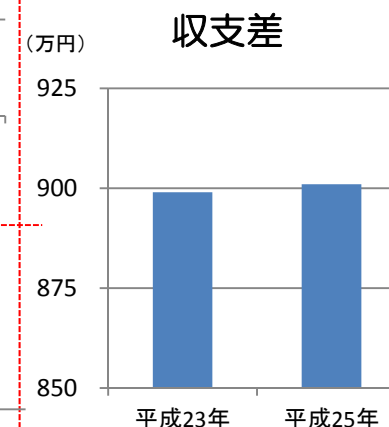
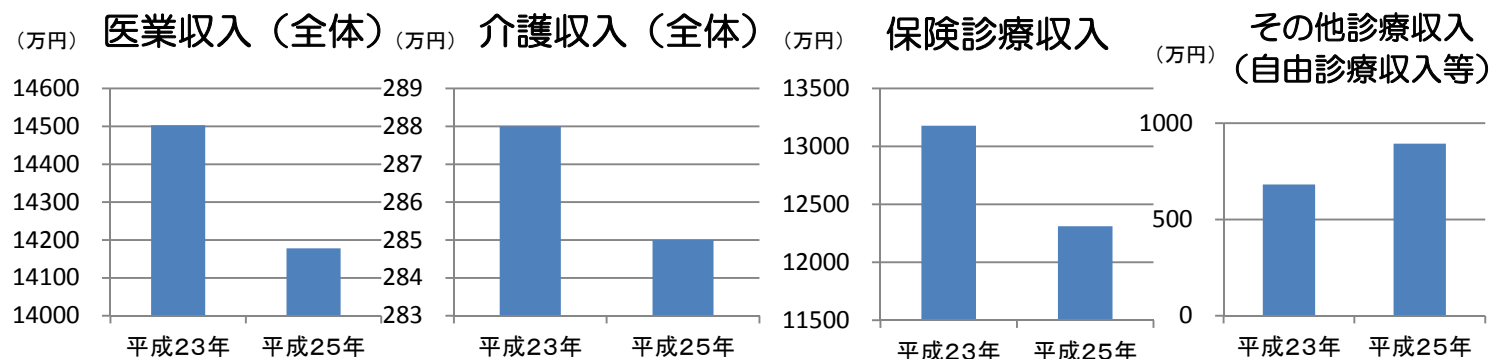
※その他費用の内訳
経費（福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等）、その他（支払利息、雑費等）

平成23年・25年実施
中央社会保険医療協議会
医療経済実態調査報告を
基に作成

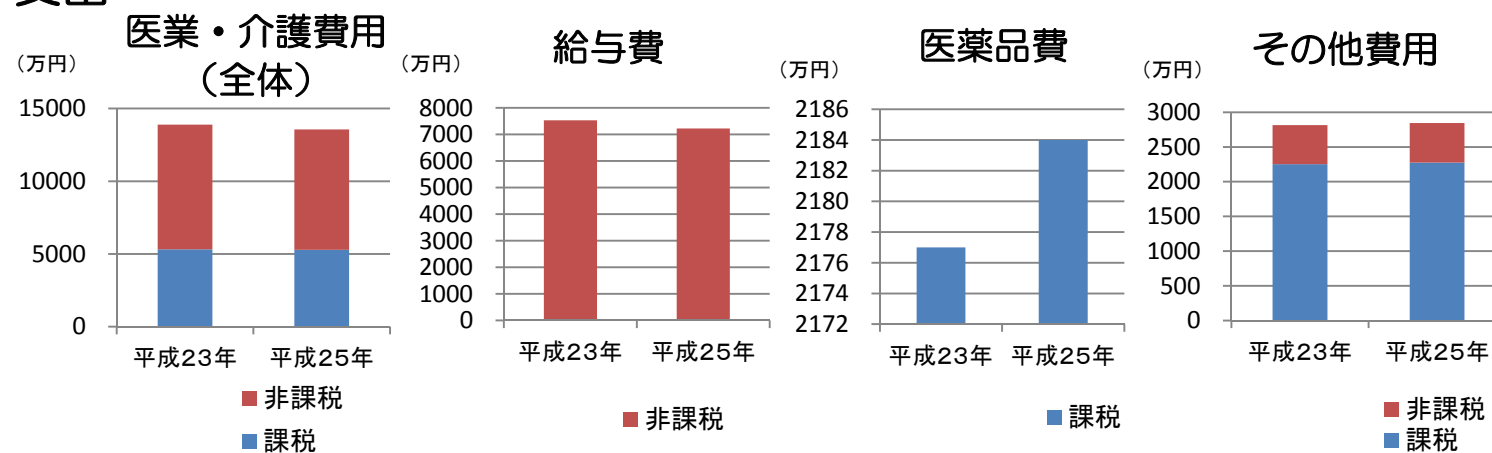
平成23年・平成25年 医療経済実態調査 法人立・一般診療所（入院診療収入なし）収支比較

回答施設数 平成23年 611件
平成25年 772件

収入



支出



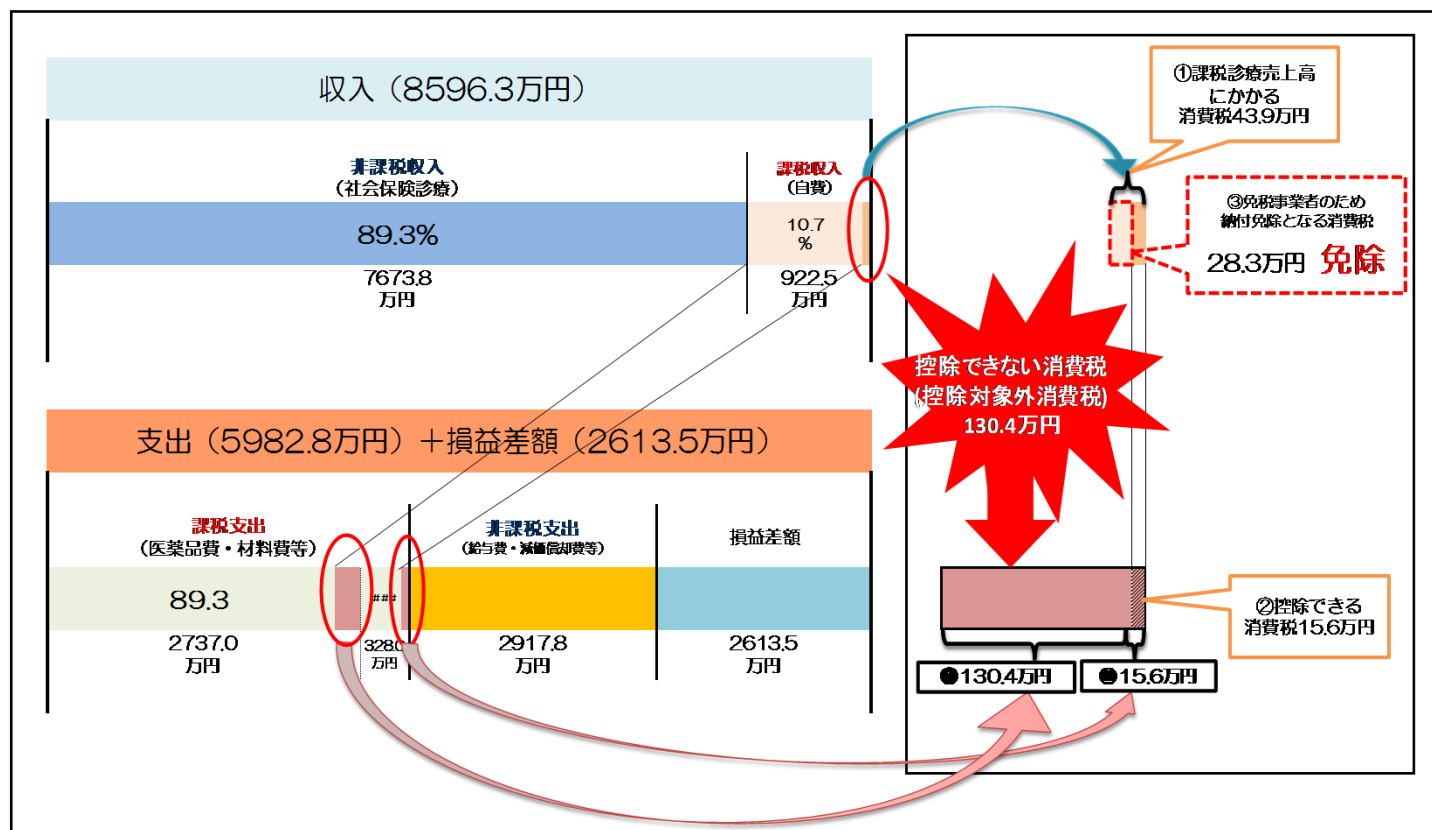
※その他費用の内訳
経費（福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等）、その他（支払利息、雑費等）

平成23年・25年実施
中央社会保険医療協議会
医療経済実態調査報告を
基に作成

個人立・無床一般診療所における損益収支シュミレーション (現状：消費税5%・社会保険診療の消費税を非課税として試算)

下記条件に基づき試算

①設備投資なし ②課税売上1,000万円以下のため消費税免税 ③損益差額に院長給与を含む



$$\text{控除対象外消費税} = \text{課税仕入高に含まれる消費税} - \text{控除できる消費税} = 130.4\text{万円}$$

①43.9万円－②15.6万円＝③28.3万円 が納付すべき消費税となるが、基準期間（前々年）の課税収入が1,000万円以下であるため免税事業者に該当し、納税が免除される
控除対象外消費税は、130.4万円となる

平成26年度診療報酬改定率概要

平成26年度の診療報酬改定は、以下のとおりとする。

※（ ）内は、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分

1. 診療報酬本体

改定率 +0.73% (+0.63%)

各科改定率
医科 +0.82% (+0.71%)
歯科 +0.99% (+0.87%)
調剤 +0.22% (+0.18%)

全体改定率
+0.1% (+1.36%)

2. 薬価改定等

改定率 ▲0.63% (+0.73%)

薬価改定 ▲0.58% (+0.64%)

材料価格改定 ▲0.05% (+0.09%)

実質▲1.26%

平成25年中央社会保険医療協議会 医療経済実態調査の概要

調査の対象・客体

- 社会保険による診療を行っている全国の病院、一般診療所及び歯科診療所
- 1ヶ月の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の薬局
- 特定機能病院、歯科大学病院及びこども病院については、別途、全ての施設を調査

	抽出率	全国の施設数 (H24. 6現在)
病 院	1/3	8567
一 般 診 療 所	1/20	100112
歯 科 診 療 所	1/25	68541
保 険 薬 局	1/25	55797

調査施設数、調査票回答施設数等の状況

	対象施設 ①	回答施設 ②	回答率 (②/①)	有効回答施設 ③	有効回答率(③/①)	有効回答施設内訳		消費税関連の 回答施設数	全施設に 占める割合
						介護数割割合 2%未満	介護収益割合 2%以上		
病 院	2621	1583	60.4%	1429	54.5%	1069	360	298	3.48%
一 般 診 療 所	3389	2136	63.0%	1715	50.6%	1653	62	729	0.73%
歯 科 診 療 所	1170	756	64.6%	645	55.1%	631	14	214	0.38%
保 険 薬 局	1676	1132	67.5%	915	54.6%	899	16	290	0.52%

20

医療経済実態調査に基づく一般診療所の費用構造

一般診療所(※)

	金額(単位:千円)	構成比
I 医業・介護収益	133,074	100.0%
II 医業・介護費用	127,571	95.9%
1 給与費	68,403	51.4%
1のうち通勤手当以外	67,728	50.9%
1のうち通勤手当	675	0.5%
2 医薬品費	20,790	15.6%
3 材料費	2,135	1.6%
〃	1,201	0.9%
4 委託費	4,688	3.5%
5 減価償却費	4,925	3.7%
6 その他の医業・介護費用	25,429	19.1%
6のうち課税分	17,025	12.8%
6のうち非課税分	8,404	6.3%
III 損益差額	5,503	4.1%

- ① 給与費等非課税費用の算出方法
(1のうち以外通勤手当+6のうち非課税分+損益差額)

$$50.9\% + 6.3\% + 4.1\% = 61.3\%$$

- ② 医薬品費の算出方法

$$(2 \text{ 医薬品費より}) \quad 15.6\%$$

- ③ 特定保険医療材料費の算出方法

$$(3 \text{ 材料費より算出}) \quad 0.9\%$$

- ④ その他課税費用の算出方法

$$(1 \text{ のうち通勤手当} + (3 \text{ 材料費} - 0.9) + 4 \text{ 委託費} + 6 \text{ のうち課税分})$$

$$0.5\% + 1.6\% + 3.5\% + 12.8\% = 18.4\%$$

- ⑤ 減価償却費の算出方法

$$(5 \text{ 減価償却費より算出}) \quad 3.7\%$$

※一般診療所は、以下を含む。

- ・個人立無床診療所
- ・個人立有床診療所
- ・法人立無床診療所
- ・法人立有床診療所

厚生労働省 第9回医療機関等における消費税負担に関する分科会 (H25.11.14) を基に加工

費用構造推計の結果（暫定版）について

（平成25年医療経済実態調査より算出）（単位：％）

医 科		非課税対象費用	課税対象費用				②～⑤の 合計
		①給与費等 非課税費用 (損益差額を含む)	②医薬品費	③特定保険 医療材料費	④その他 課税費用	⑤減価 償却費	
		57.3	14.5	3.5	19.3	5.3	42.7
	病院	56.6	14.1	4.5	19.9	6.0	44.4
	一般診療所	61.3	15.6	0.9	18.5	3.7	38.7
歯科診療所		61.8	1.2	6.7	24.8	5.4	38.2
保険薬局		25.2	68.3	0.2	5.3	1.0	74.8
全 体		52.3	22.6	3.2	17.4	4.6	47.7

※②～⑤については課税対象費用

※各費用割合は、平成25年医療経済実態調査等における平成24年度の数値を用いて推計。

※特定保険医療材料は社会医療診療行為別調査より推計。

厚生労働省 第9回医療機関等における消費税負担に
関する分科会（H25.11.14）を基に加工

診療報酬改定率と消費税率引上げに伴うコスト増への対応分

※（ ）内は、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分

◎全体改定率 +0.1% (+1.36%) → **47.72%** × (108-105) / 105 ÷ 1.36%

1. 診療報酬本体

改定率 +0.73% (+0.63%)

→ (**17.39%**(その他課税費用) + **4.59%**(減価償却費)) × 3/105 ÷ 0.63%

2. 薬価改定等

改定率 ▲0.63% (+0.73%)

薬価改定 ▲0.58% (+0.64%)

→ **22.55%** (医薬品費) × 3/105 ÷ 0.64%

材料価格改定 ▲0.05% (+0.09%)

→ **3.19%** (特定保険医療材料費) × 3/105 ÷ 0.09%

1.36%

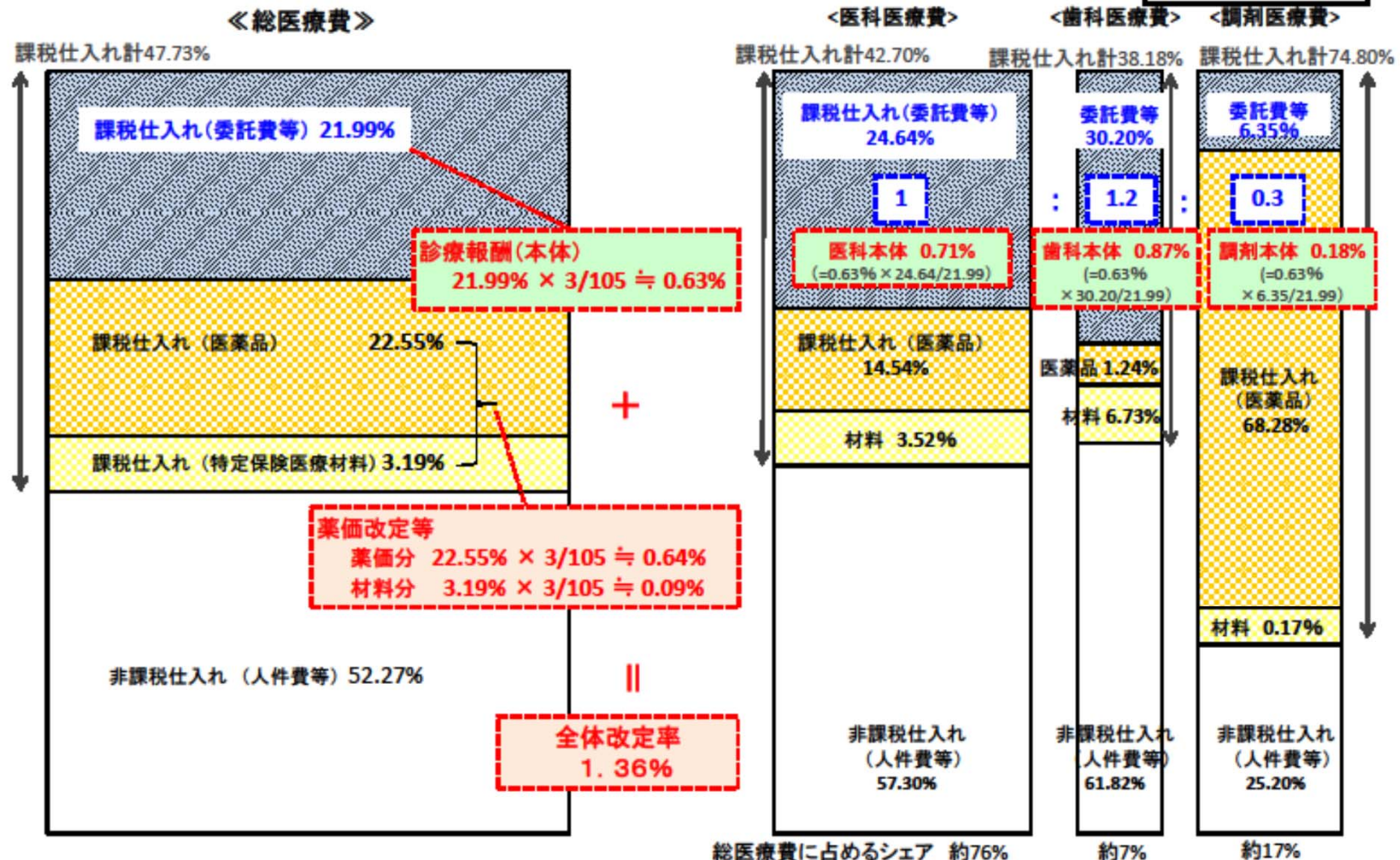
0.73%

	非課税対象費用	課税対象費用				
	①給与費等非課税費用（損益差額を含む）	②医薬品費	③特定保険医療材料費	④その他課税費用	⑤減価償却費	②～⑤の合計
全 体	52.3%	22.6% (22.55%)	3.2% (3.19%)	17.4% (17.39%)	4.6% (4.59%)	47.7% (47.72%)

※②～⑤については課税対象費用₂₃

診療報酬改定率(消費税率引上げに伴う改定分)について

診療組 税-1-2
2 6 . 1 . 8



診療報酬(本体)の財源については、医科、歯科、調剤ごとの「医療費シェア×課税仕入れ(委託費等)」の比率に応じて按分される。

1

出典：厚生労働省 第10回医療機関等における消費税負担に関する分科会
日本医師会今村副会長提出資料(H26.1.8)より抜粋

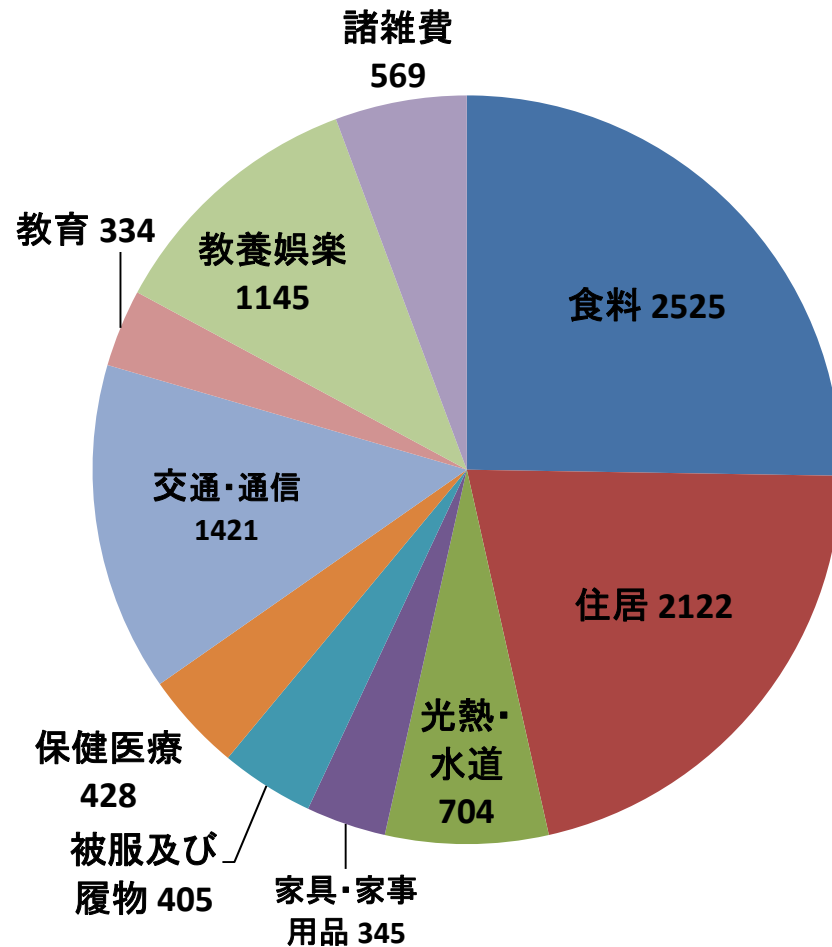
平成26年4月 消費税対応の改定率についての
医療経済実態調査結果を用いた試算

	改定率
1. 現行税率の下での補てん不足 ① $2.21\% - 1.53\% = 0.68\%$ ② $47.7\% \times 5/105 - 1.53\% = 0.74\%$	% 0.68~0.74%
2. 消費税率5%→8%引き上げ対応分 $47.7\% \times (8 - 5) / 105$	1.36%
合計 1 + 2	2.04~2.10%

	非課税対象費用	課税対象費用				
	①給与費等非課税費用 (損益差額を含む)	②医薬品費	③特定保険医療 材料費	④その他 課税費用	⑤減価償却費	②~⑤の合計
全 体	52.3%	22.6%	3.2%	17.4%	4.6%	47.7%

※②~⑤については課税対象費用

消費者物価指数 大分類のウェイト構成 (平成22年基準)



消費者物価指数品目についての非課税と課税の分類 (平成22年基準)

課税・非課税	大分類	指数品目	ウェイト (一万分比)
非課税	住居	家賃	1,865
		火災保険料	49
	保健医療 サービス	診療代	196
		出産入院料	3
	交通通信	自動車免許手数料	2
		自動車保険料(自賠責)	34
		自動車保険料(任意)	168
	教育	授業料等	228
	教科書・学習 参考教材	教科書	4
	教養娯楽	外国パック旅行	52
	その他諸雑費	傷害保険料	122
		保育所保育料	52
		介護料	11
		印鑑証明手数料	3
		戸籍抄本手数料	3
		パスポート取得料	3
	非課税 合計		2,795 → 28%
課税	課税 合計(指数品目省略)		7,205 → 72%
総合計		10,000	

消費者物価指数品目についての非課税と課税の分類 (平成22年基準)

課税・ 非課税	大分類	指数品目	ウェイト (一万分比)
非課税	住居	家賃	1,865
		火災保険料	49
	保健医療 サービス	診療代	196
		出産入院料	3
	交通通信	自動車免許手数料	2
		自動車保険料(自賠責)	34
		自動車保険料(任意)	168
	教育	授業料等	228
	教科書・学習参考 教材	教科書	4
	教養娯楽	外国パック旅行	52
	その他諸雑費	傷害保険料	122
		保育所保育料	52
		介護料	11
		印鑑証明手数料	3
		戸籍抄本手数料	3
		パスポート取得料	3
	非課税 合計		2,795 → 28%
課税	課税 合計(指数品目省略)		7,205 → 72%
総合計		10,000	

出典：厚生労働省 第7回医療機関等における消費税負担に関する分科会
日本医師会今村副会長提出資料（H25.11.14）より抜粋

愛知県医師会 調査室（2014.3.15）

（参考）「機械的試算によるイメージ」に従った試算。「消費者物価への影響」については平成22年基準によるものを用いた。

1.現行税率の下での補てん不足	0.00%
2.消費税率5%→8%引き上げ対応分	1.18%
①薬剤費 $22.55\% \times (8-5) / 105 = 0.64\%$	
②特定保険医療材料 $3.19\% \times (8-5) / 105 = 0.09\%$	
③診療報酬本体分 $21.98\% \times (8-5) / 105 \times 0.72 = 0.45\%$	
④合計 ①+②+③	
合計 1+2	1.18%

（注）財務省主計局「社会保障②（平成26年度予算編成の課題等）」（H25.10.21）を元に加工

	非課税対象費用	課税対象費用				
	①給与費等非課 税費用（損益差額 を含む）	②医薬品費	③特定保険 医療材料費	④その他 課税費用	⑤減価償却 費	②～⑤の合 計
全体	52.3%	22.6% (22.55%)	3.2% (3.19%)	17.4% (17.39%)	4.6% (4.59%)	47.7% (47.72%)

22.0%

出典：日本医師会（H25.11.20）提供資料を基に加工・修正

(1) 診療報酬本体分の医科、歯科、調剤間の財源配分について

原則的な配分方法(案)

〈医科、歯科、調剤間の財源配分〉

○ 診療報酬本体分に配分される財源を、

医科、歯科、調剤ごとの
医療費シェア

×

医科、歯科、調剤ごとの
課税経費率(※)

により按分することを基本とする。

※ 課税経費率 …医療経済実態調査等より算出した、医科、歯科、調剤ごとの費用と損益差額の合計額に占める課税仕入れ(医薬品、特定保険医療材料に係るものを除く)の割合

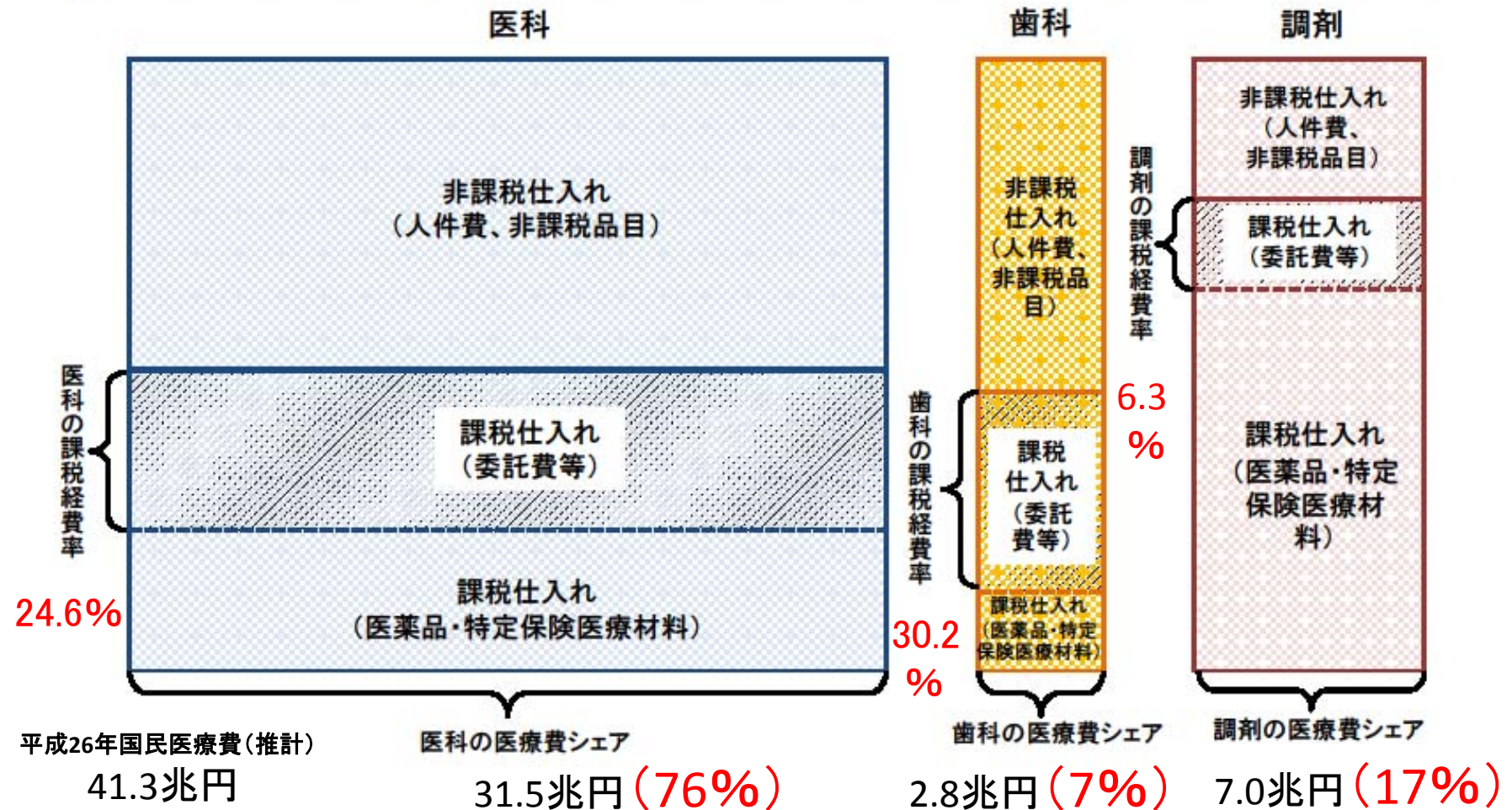
医科:24.6% 歯科:30.2% 調剤:6.3%

出典：厚生労働省 第7回医療機関等における消費税負担
に関する分科会（H25.8.2）を基に加工

28

本体報酬に係る財源配分のイメージ(案)

「医療費シェア×課税経費率」(＝下図の斜線部分の面積)に応じて本体報酬に係る消費税対応分の財源を配分することを基本としてはどうか。(以下は、医科／歯科／調剤間の財源配分のイメージ。)



出典：厚生労働省 第7回医療機関等における消費税負担に関する分科会 (H25.8.2) を基に加工

平成26年度診療報酬改定率（消費税率引上げ対応分）を踏まえた 財源配分について

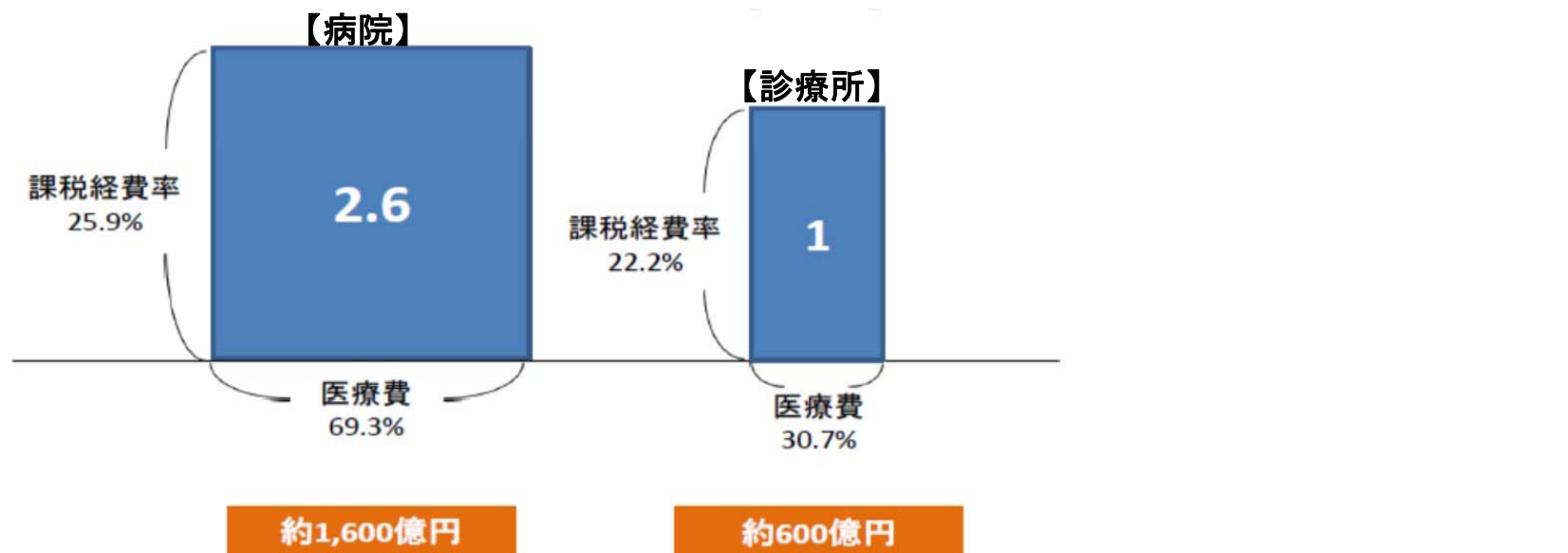
平成26年国民医療費（推計）41.3兆円×全体改定率1.36% ÷ 約5600億円

41.3兆円×0.63% ÷ 約2600億円（診療報酬改定（本体））

41.3兆円×0.73% ÷ 約3000億円（薬価改定等）

診療報酬改定率（本体）	約2600億円	病院 1600億円 診療所 600億円
各科改定率		
医科	約2200億円	
歯科	約 200億円	
調剤	約 100億円	

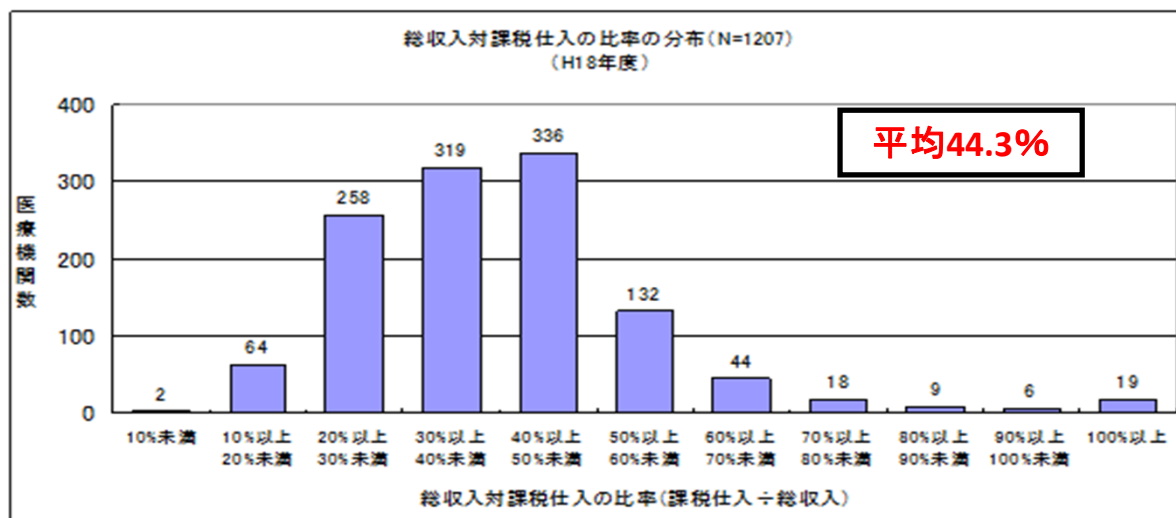
《医科（病院と診療所）の財源配分（2200億円）》



医科		非課税対象費用	課税対象費用				②～⑤の合計	
		①給与等非課税費用 (損益差額を含む)	②医薬品費	③特定保険 医療材料費	④その他 課税費用	⑤減価償却費		
	病院	56.6	14.1	4.5	19.9	6.0	44.4	25.9%
	一般診療所	61.3	15.6	0.9	18.5	3.7	38.7	

厚生労働省 第10回医療機関等における消費税負担に関する分科会（H26.1.8）を基に加工
愛知県医師会 調査室（2014.3.15）

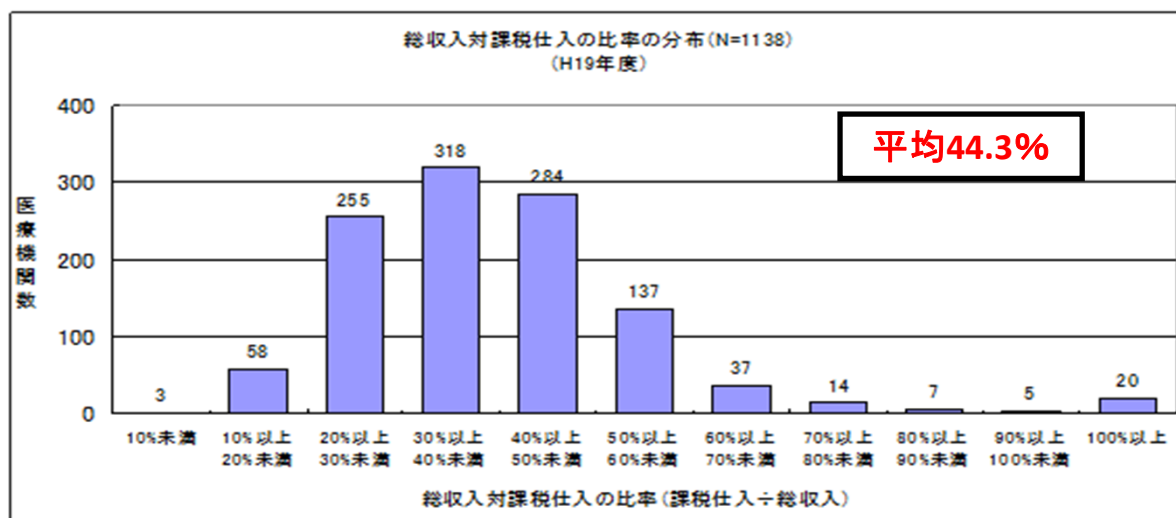
日医総研 消費税の実態調査（H18・H19）総収入に占める課税仕入れの割合



医療経済実態調査による
医療機関の課税経費率

42.7%

H18年度
対象医療機関 1207施設
病院 460施設
診療所 742施設
病診区分無効 5施設



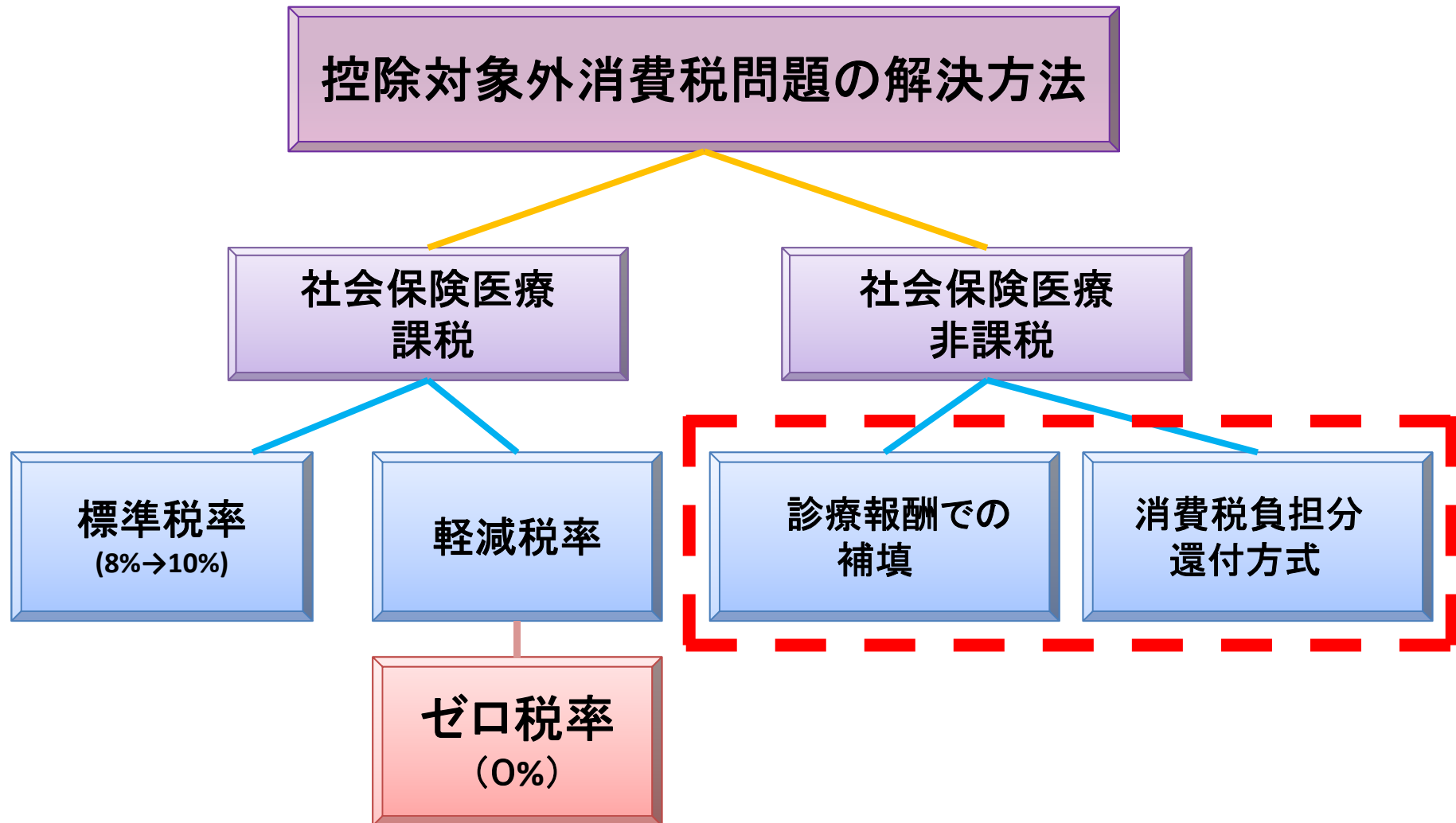
H19年度分
対象医療機関 1138施設
病院 464施設
診療所 669施設
病診区分無効 5施設

まとめ

- 診療報酬への消費税相当分の補填は、患者に消費税を負担させることになり、社会保険診療を非課税とする制度と矛盾している。
- 少ないサンプル数による医療経済実態調査に基づく医療機関の費用構造推計には問題がある。
- 医療機関の課税支出の割合は一様ではないため、費用構造推計からの課税支出割合を算出し、それをもって一律に消費税補填を行う方式は、公平であるべき租税負担の趣旨に沿わない。

では、どう対応したらよいのか？

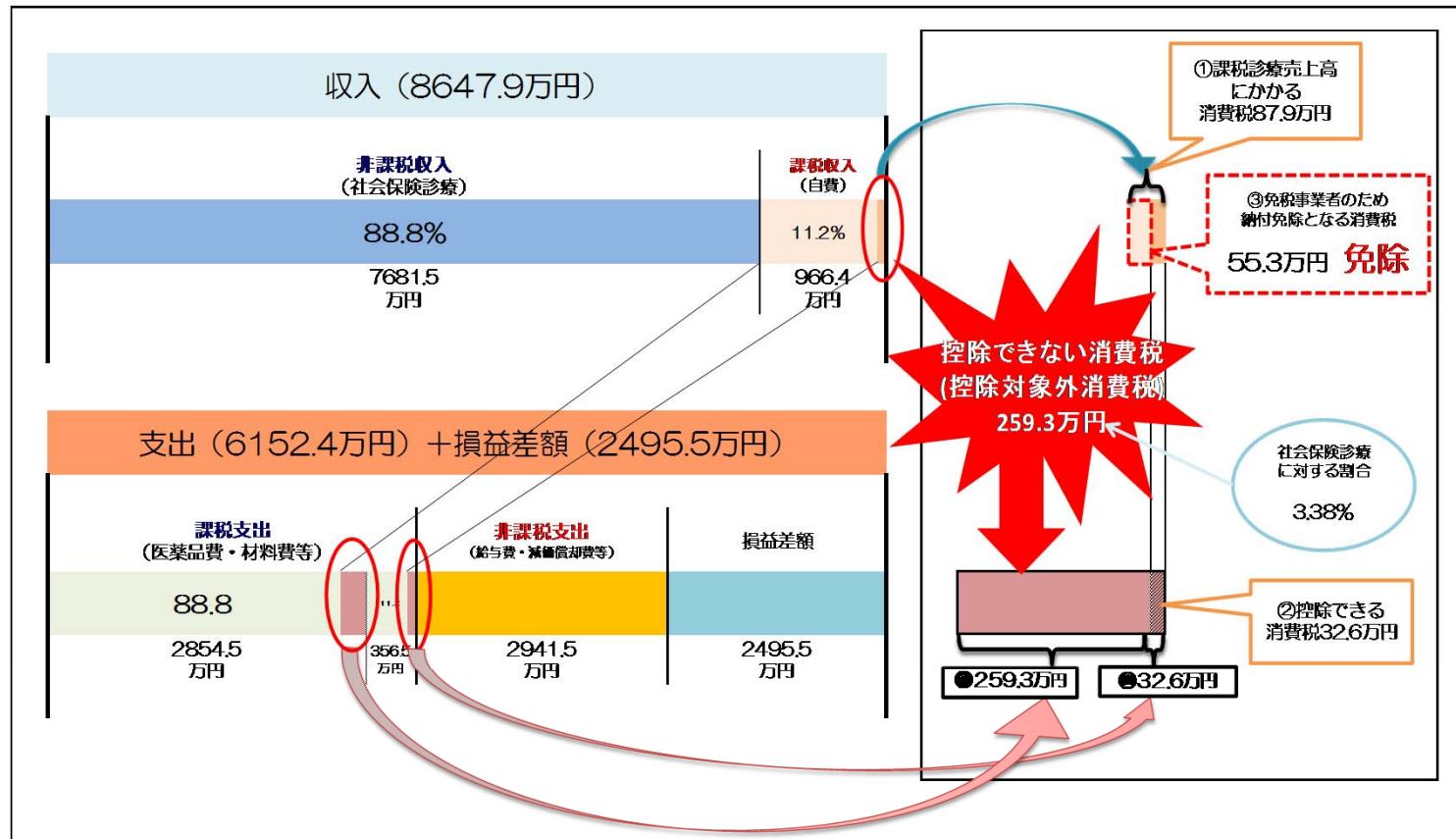
控除対象外消費税問題の解決方法



国民に消費税負担を増やさない？

個人立・無床一般診療所における損益収支シュミレーション
(消費税10%増税後の予測・**社会保険診療の消費税を非課税として試算**)

診療報酬：0.1%増・介護報酬：0.63%増 と仮定（平成26年4月診療・介護報酬改定）
①設備投資なし ②課税売上1,000万円以下のため消費税免税 ③損益差額に院長給与を含む



$$\text{控除対象外消費税} = \text{課税仕入高に含まれる消費税} - \text{控除できる消費税} = 259.3\text{万円}$$

現状は ①87.9万円-②32.6万円=③55.3万円 が納付すべき消費税となるが、基準期間（前々年）の課税収入が1,000万円以下であるため免税事業者に該当し、納税が免除される。
控除対象外消費税は259.3万円となる。

消費税負担分還付方式

カナダのPSB (Public Service Body) リベート

- 医薬品、医療機器等：課税（軽減税率 0%:ゼロ税率）
- 医療：非課税 公共サービス機関 (Public Service Body) に対して
仕入税額の一部還付制度 (PSBリベート) あり
- 還付率は事業者により異なる
 - 地方自治体：100%
 - 医療機関：83%
 - 学校：68%
 - 大学、公立単科大学：67%
 - 慈善団体、NPO法人：50%



消費税負担分還付方式

- メリット

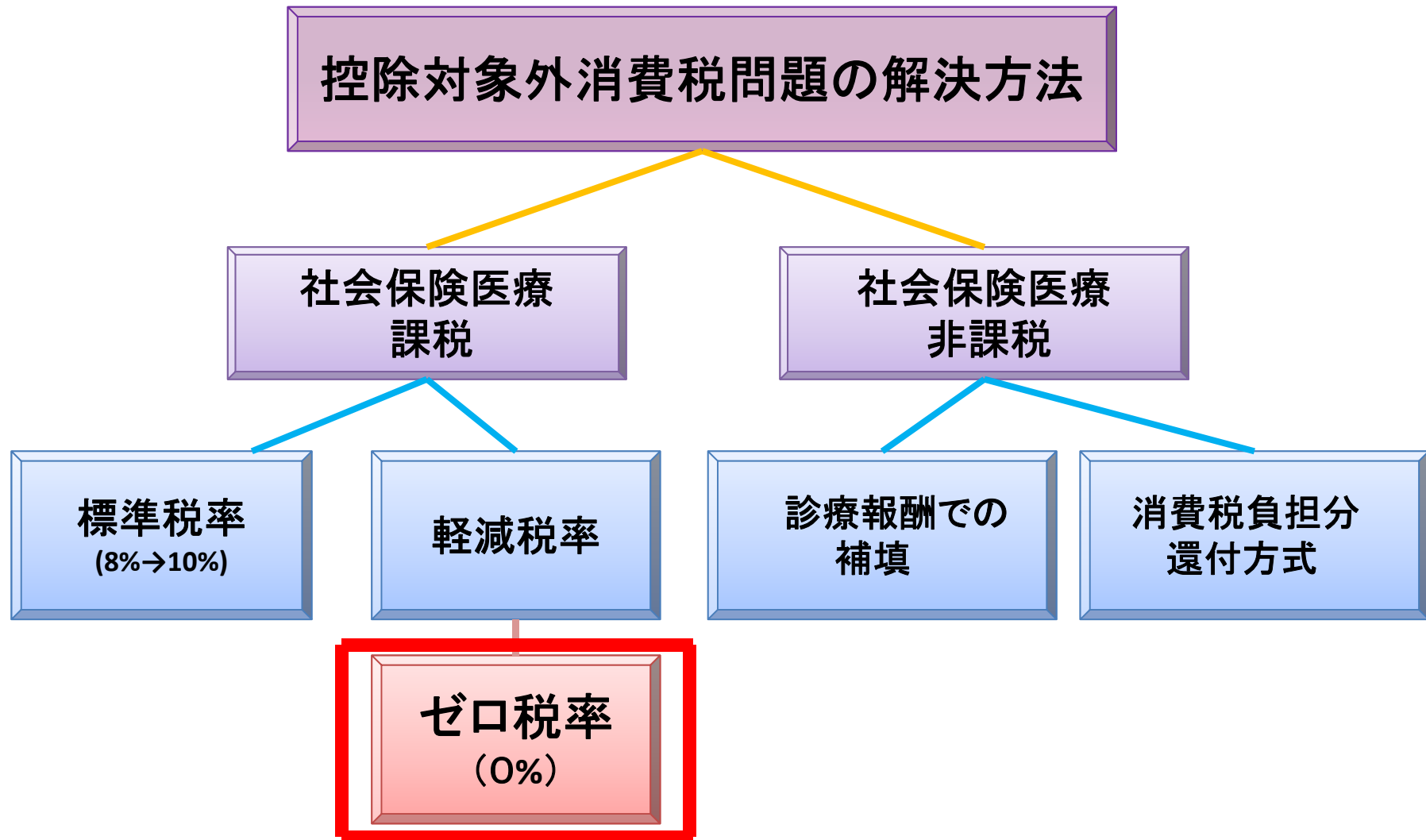
- 非課税を維持したまま控除対象外消費税問題を解決できる
- 現状（非課税）維持であるため、国民の理解を得やすい

- デメリット

- 還付対象となる控除対象外消費税相当分の還付率設定に新たな交渉が必要
- 設立主体（国・公的（都道府県、市町村等）、社会保険関係団体、法人、個人）や診療所・病院（急性期、長期療養等）による還付率が異なる可能性
- 他の消費税非課税事業者との整合性（診療報酬という公定価格のため価格転嫁できない特殊性を考慮してもらえるか？）

参考：医療と消費税-だれが負担をすべきか- 著者：船本智睦 出版社：徳間書房

控除対象外消費税問題の解決方法

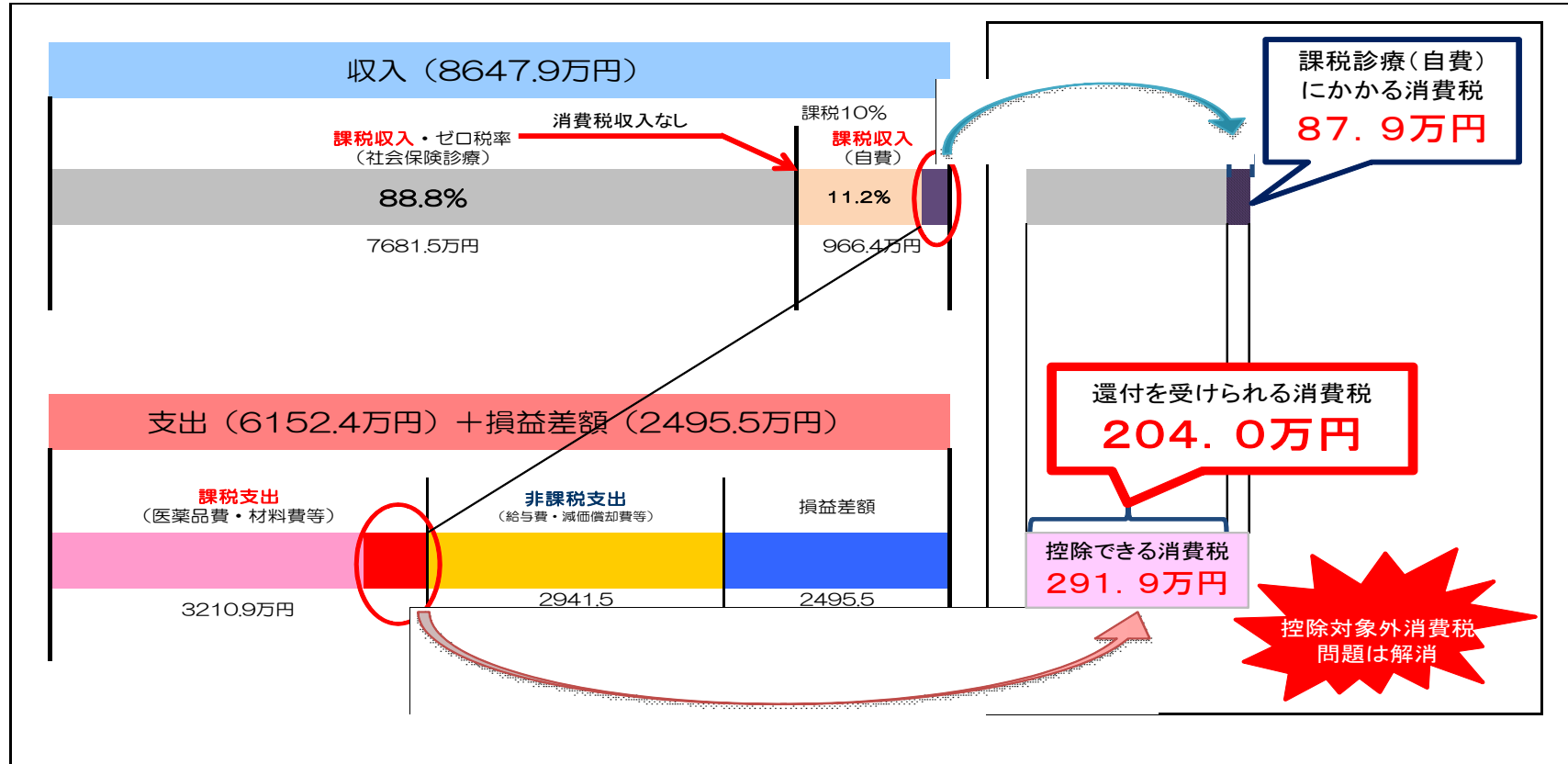


国民に消費税負担を増やさない！

個人立・無床一般診療所における損益収支シミュレーション

(消費税10%増税後の予測・**社会保険診療の消費税を課税・ゼロ税率として試算**)

診療報酬：0.1%増・介護報酬：0.63%増 と仮定（平成26年4月診療・介護報酬改定）
 ①設備投資なし ②課税売上1,000万円超のため消費税課税 ③損益差額に院長給与を含む



自費診療にかかる消費税は87.9万円

課税仕入高に含まれる消費税（控除できる消費税）は291.9万円

還付される消費税は、**291.9万円－87.9万円＝204.0万円**となる。

まとめ

- 診療報酬への消費税相当分の補填は、患者に消費税を負担させることになり、社会保険診療を非課税とする制度と矛盾している。
- 少ないサンプル数による医療経済実態調査に基づく医療機関の費用構造推計には問題がある。
- 医療機関の課税支出の割合は一樣ではないため、費用構造推計からの課税支出割合を算出し、それをもって一律に消費税補填を行う方式は、公平であるべき租税負担の趣旨に沿わない。

**社会保険診療報酬への消費税は課税とすべきである。
その消費税率は0%（ゼロ税率）を求める。**